

## 意見書案第5号

LGBTの理解増進と差別解消を目的とした法制度の策定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和元年6月21日

提出者  
向日市議会議員 米重健男

賛成者  
向日市議会議員 飛鳥井佳子  
〃 常盤ゆかり  
〃 杉谷伸夫

## L G B Tの理解増進と差別解消を目的とした法制度の策定を求める意見書

近年、我が国においてL G B Tの社会生活及び人権に関する問題への社会的注目が高くなっている。本市においても、小・中学校における人権教育及び市役所職員への理解促進の研修を実施するなど、L G B Tの理解促進の施策を実施している。

我が国では法整備の遅れにより、制度上の不備等により不利益を被る事例が社会的に問題となっており、国の調査においてもL G B Tが抱える困難の例として、子ども・教育、就労、医療、社会保障・公共サービスの各分野においての報告がされており、その中には、個人の人格を否定するものから、採用・昇進などでの不利益取り扱い、公共サービスを受けられないなどの極めて差別的な状況が存在することが明らかとなっている。憲法の求める基本的人権の尊重において、このような状況は看過されるべきではなく、環境の改善のための法整備が必要とされている。

国会においても、平成27年3月には、L G B Tへの差別をなくすため、法的課題について検討する超党派の国会議員有志による「L G B Tに関する課題を考える議員連盟」が発足されているものの、未だ法制化には至っておらず、問題の解決を遠ざけている。

L G B Tの権利の保護は、世界的にも国連における世界人権宣言及び国際人権条約並びに国際人権法において確立されている。我が国においても、憲法13条に規定される個人の尊重並びに幸福追求権の保障するところである。また、国際オリンピック委員会が定めたオリンピック憲章においても「いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」と明確に掲げられており、東京2020オリンピック・パラリンピックを控えている我が国においても名実ともに国際社会への参画を進めることが不可欠である。

よって、政府においては、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 社会制度上において性的指向又は性自認の差異によって不公平や不利益が生じる事の無いよう法整備をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月21日

京都府向日市議会